

令和5年11月30日

「電子入札補助アプリ」使用許諾契約約款

本使用許諾契約約款(以下、「本約款」と記す)は、「電子入札補助アプリ」(以下、「本ソフトウェア」と記す)を使用する利用者と一般財団法人日本建設情報総合センター(以下、「JACIC」と記す)との間に適用される約款であり、本ソフトウェアの使用許諾条件について定めたものです。

利用者は本ソフトウェアを使用可能な状態にされる時点(ダウンロード、インストールやその他の行為を含む)で、本約款の締結に同意されたものとみなされます。本約款条件に同意頂けない場合には、本ソフトウェアを使用することはできません。

本約款に同意頂けない場合、ダウンロード等により入手したファイルをコンピュータから削除してください。

本ソフトウェアとは、ネットワーク経由やCD等で提供するソフトウェア及びそれに関連したマニュアル等を含みます。

1. 使用許諾

- 1) 利用者は、日本国内でダウンロードもしくは製品媒体で入手し、国内で利用することを条件に本ソフトウェアを使用することができます。
- 2) 利用者は、電子入札システム(公共発注機関等が運営するシステム)への接続を目的に使用する場合にのみ、本ソフトウェアをインストールして使用することができます。
- 3) 利用者は、電子入札システムへの接続を目的として使用する場合にのみ、本ソフトウェアを複製することができます。
- 4) 利用者は、本ソフトウェアを使用しなくなった場合、直ちに本ソフトウェア関連するファイルをコンピュータから削除することを条件に使用することができます。

2. 著作権

本ソフトウェアの著作権等の知的財産権は、すべてJACICが保有します。

利用者は、本約款においてJACICから許諾された権利を除き、いかなる権利も有しないことを確認します。利用者は、本ソフトウェアに関する著作権を侵害する行為またはそのおそれのある行為は一切行わないものとし、第三者にさせないものとします。

3. 禁止事項

利用者は、以下の行為を行わないものとします。

- 1) コンピュータプログラムの改変あるいはリバースエンジニアリング。
- 2) 本ソフトウェアの再使用許諾。
- 3) 本ソフトウェアの販売、営利目的での配布。

4. 保証範囲

1) 本ソフトウェアは、最新のアップデート版を使用することを動作保証の条件としています。

利用者は、アップデート版が頒布された場合、ただちに最新のアップデート版に更新するとともに、旧版の本ソフトウェアに関するファイルをコンピュータから削除をしてください。

2) JACICは、本ソフトウェアや関連する全ての資料を、その仕様について事前の通知なしに変更することがあります。

5. 本約款の有効期間

本約款の有効期間は、約款が締結した時点から新たなアップデート版を使用開始するまで、もしくは利用者が本ソフトウェアの使用を停止する時までの期間となります。

6. 利用の中止、それに伴う処理

利用者が本約款の条項に違反した場合、本ソフトウェアは利用できません。その場合、利用者は、本ソフトウェアの使用を直ちに中止し、本ソフトウェアに関するファイルをコンピュータから削除してください。

7. 免責事項

JACIC は、利用者に対して、本約款に定める条件の範囲で本ソフトウェアの利用を無償で許諾するものであり、原因の如何を問わず、本ソフトウェアの利用に起因して利用者に生じた損害について一切責任を負いません。ただし、当該損害の発生の原因が JACIC の故意または重大な過失による場合はこの限りではありません。

8. 一般条項

本約款に関する紛争は、訴訟物の価額にしたがい、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属の合意管轄裁判所とします。



一般財団法人 日本建設情報総合センター

東京都港区赤坂5-2-20

赤坂パークビル 14F

E-mail: core@jacic.or.jp

以上